

申告の日程

混雑を避けるため、各地区指定日での申告に協力してください。都合がつかず、指定日以外の日に来るときは、事前の連絡は必要ありません。

とき

2月17日(月)～3月16日(月)
午前9時～午後4時

※受付番号札は午前8時30分から申告会場で配布します。

【公的年金のみの申告】

2月	17日	月	猪熊
	18日	火	鯉口 伊左座
	19日	水	吉田西 吉田東 下二西
	20日	木	吉田団地 吉田南 美吉野 下二東
	21日	金	おかの台 高松 緑ヶ丘
	25日	火	中央 高尾 立屋敷 二西 二東 宮尾台
	26日	水	樋口 樋口東 机 梅ノ木団地 古賀
27日	木	頃末北 頃末南	

【公的年金以外の申告】

2月	28日	金	机 中央 頃末南	
	2日	月	鯉口 吉田団地	
	3日	火	高松 伊左座	
	4日	水	下二西 下二東	
	5日	木	古賀 頃末北	
	6日	金	吉田西 吉田南	
	3月	9日	月	高尾 美吉野
		10日	火	二西 二東
		11日	水	おかの台 梅ノ木団地
		12日	木	緑ヶ丘 宮尾台
13日	金	猪熊 樋口 樋口東		
16日	月	立屋敷 吉田東		

ところ

役場 101 会議室

確定申告が必要な人とは!?



確定申告が必要となる人は、次のとおりです。例外も多くありますので、詳しくは国税庁ホームページで確認するか、若松税務署に問い合わせてください。

●対象者

- ▷自営業をしている
- ▷年末調整が済んでいない
- ▷地代や家賃収入、配当金など給与以外の所得がある
- ▷扶養控除や社会保険料控除、医療費控除、住宅ローン控除などを受けたい
- ▷個人年金や生命保険の満期保険金などを受け取った

●問い合わせ

- ▷国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>
- ▷若松税務署 ☎ 761-2536

申告の知恵袋

申告できる場所は 役場だけじゃない!

①若松税務署

●とき 2月17日(月)～3月16日(月)
午前9時～午後4時

※土曜日・日曜日・祝日は除きます。

②AIMビル(JR小倉駅前)

●とき 2月24日(月・祝)、3月1日(日)
午前9時～午後4時

③遠賀コミュニティセンター

●とき 1月28日(火)～30日(木)
午前9時30分～午後3時30分

※30日は午後2時までです。

※給与・年金所得者で還付を受ける人のみ対象です。

④インターネット

パソコンやスマートフォンから国税庁HPで申告することもできます。24時間申告ができるため、忙しい人はぜひ利用してください。

●とき 3月16日(月)まで

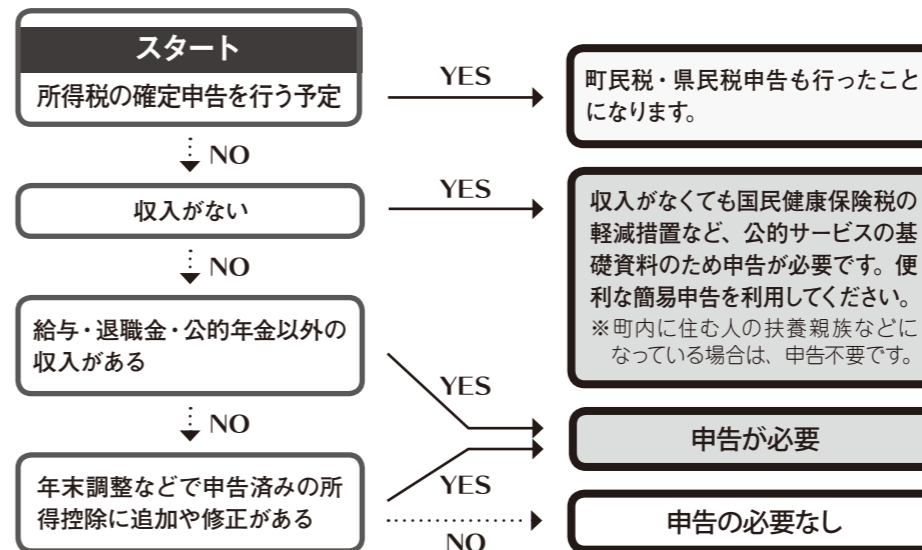
【共通事項】

●問い合わせ
若松税務署 ☎ 761-2536



申告フローチャート

町民税・県民税申告が必要かどうかを確認しよう



※申告の対象者は2020年1月1日に水巻町に住んでいる人です。1月2日以降に転入した人が申告をする場合、前住所地に問い合わせてください。
※勤務先から給与支払報告書が役場へ提出されない場合、給与所得のみの人であっても、申告をしてもらうことがあります。

次のページの日程で申告相談を受け付けます。申告する人は、会場(役場101会議室) 入口の番号札を取って、待機してください。
※事前に申告書が必要な人は、問い合わせてください。

申告に必要な書類

申告する内容で必要書類が異なります。主な必要書類は次のとおりです。

①2019年中の収入が分かる書類

- ▽給与所得の源泉徴収票
- ▽公的年金などの源泉徴収票
- ▽報酬、謝礼などの支払調書
- ▽個人事業・農業・不動産業などの収入内訳書(事前に作成されたもの)
- ▽保険の満期など一時所得の支払明細
- ▽個人年金の支払明細
- ②所得控除額に分かる書類
- ▽国民年金保険料控除証明書
- ▽任意継続の健康保険、建設国保などの保険料領収書

- ▽地震保険料、生命保険料の控除証明書
- ▽障害者手帳、療育手帳(本人・扶養親族)
- ▽寄付金控除用領収証
- ▽医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書(事前に作成されたもの)
- ③その他
- ▽個人番号カードまたは通知カード
- ▽印鑑
- ▽本人名義の通帳
- ※通知カードを持ってくる場合、免許証や保険証などの身分証明書も必要です。

無収入などの簡易申告

簡易申告とは、収入や扶養親族などを記入するだけで申告を済ませることができる手続きです。手続きは役場住民税係窓口ででき、申告会場での順番待ちが不要です。ただし、簡易申告では各種所得控除を受けることができませんので注意してください。

●簡易申告の対象者の例

- ▽収入がない
- ▽給与収入96万5000円以下
- ▽遺族年金や障害年金などの非課税収入のみ

所得税の確定申告

通常、所得税の確定申告は税務署で行う必要があります。ただし、専門的な判断が必要な場合、町で受け付けることができます。次の3つの相談は多くよせられますが、町で受け付けできませんので注意してください。

- ▽株式の譲渡所得
- ▽不動産の譲渡所得
- ▽住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)

※町の申告会場に税務職員はいません。特殊事情の取り扱いなどは、事前に若松税務署窓口(☎761-2536)に問い合わせてください。

※申告書類は役場住民税係窓口にて準備しています。

町民税・県民税
国民健康保険税

税の申告相談が始まります

申告期限

3/16(月)

この申告は、町民税・県民税や国民健康保険税を課税する基礎資料となるほか、所得証明や介護保険、児童手当などの公的サービスの基礎資料となるものです。事前に必要な書類を準備して期限までに申告を行いましょ。

●問い合わせ 役場住民税係 ☎ 201局4321番